質問第二一号

個人ＢＳＤ報告書に係る調査についての小泉防衛大臣の発言及び公益通報への対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月五日

石垣　のりこ

参議院議長　関口昌一　殿

個人ＢＳＤ報告書に係る調査についての小泉防衛大臣の発言及び公益通報への対応に関する質

問主意書

令和八年十月十六日の参議院予算委員会において、辻元清美参議院議員は、陸上自衛隊現地情報隊が作成したとされる個人ＢＳＤ報告書等の文書（以下「当該文書」という。）を示して質疑し、委員会の休憩中に当該文書のコピーを小泉進次郎防衛大臣に手渡した。

これに対し、同月二十日、小泉防衛大臣は、記者会見において、当該文書について、出所や真正性が確認できないことを理由に、同様の様式の文書が防衛省・自衛隊に存在するかについての回答を控える旨発言した。また、現地情報隊の活動について事実関係の確認を行ったものの、不適切な活動は確認されていないと説明した。

しかし、文書の出所や真正性が確認できないことと、当該文書の存在や記載内容に関する事実確認を行う必要がないこととは別の問題である。文書の真正性が確認できない場合こそ、同様の様式の文書の有無や、記載された業務の実施状況などについて、他の資料や関係者への聴取等によって確認する必要があると考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　外部から提供された情報や文書について、その出所や真正性が確認できないことを理由として、当該情報が示す法令違反の疑いについて必要な調査を行わないことは、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）の趣旨に照らして適切か、政府の見解を示されたい。

二　公益通報者保護法第三条第三号に規定する報道機関等への公益通報（以下「三号通報」という。）については、同号に定める要件を満たす必要がある一方、通報者が身元の特定を避けるため匿名で情報提供を行う場合も想定される。通報者の氏名や情報の入手経路が明らかでないことと、通報内容の信頼性は、区別して判断する必要があると考える。

通報者が匿名であること又は通報対象となる文書の出所や真正性が確認できないことのみを理由として、通報対象事実について必要な調査を行わないことは適切ではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　三号通報の保護要件の一つである「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由」について、令和七年二月十八日の衆議院総務委員会において、政府は、通報時に通報先

に対して通報対象事実と併せてその根拠を示すことまでは求められていない旨答弁している。

同答弁を踏まえれば、通報者が通報時に根拠資料を提出していないことや、通報対象となる文書の出所及び真正性が通報時点で確認されていないことのみをもって、直ちに公益通報者保護法による保護の対象外と判断することは適切ではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　三号通報を受けた報道機関等が、通報者の身元を秘匿しつつ取材を行い、通報内容を裏付ける情報を得た場合であっても、行政機関が通報者の身元や情報の入手経路を確認できないことを理由として、通報対象事実について調査を行わないとすれば、外部への公益通報によって不正を明らかにするという制度の実効性が損なわれるおそれがある。

三号通報を含む外部からの情報提供について、通報者の身元や情報の入手経路の特定にこだわるのではなく、通報内容の具体性や、他の資料、関係者の証言等による裏付けの有無を踏まえ、必要な事実確認を行うことが重要と考えるが、政府の見解を示されたい。

五　行政機関の不正や法令違反を示す文書が報道機関等によって公表され、同文書に基づいて行政機関の不正等が報道された場合、同文書が真正なものかは、調査によって確認すべき事項であり、調査前の時点で

文書の出所や真正性が確認できないことのみを理由として、文書に記載された事項について調査を行わないことは、行政機関による不正の隠蔽を許すことにもつながりかねず、公益通報制度の趣旨を損なうものと考える。

行政機関がこのような文書の公表や報道に接した場合、同文書の真正性が確認できないことのみを理由として調査を行わないのではなく、文書に記載された事項について、他の資料や関係者への聴取等も含めて事実関係を確認すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

六　国会議員が国会での質疑に当たり、行政機関の不正又は法令違反の疑いを示す文書を当該行政機関に提供し、その内容について事実確認を求めた場合、当該行政機関は、文書の出所や真正性が確認できないことのみを理由として調査を行わないのではなく、国会が果たすべき行政監視機能の重要性に鑑み、同文書に記載された事項について、他の資料や関係者への聴取等も含めて必要な事実確認を行うべきと考える。

国会議員からの資料提供や調査の要請に対し、文書の出所や真正性が確認できないことのみを理由として必要な調査を行わないことは、国会が果たすべき行政監視機能を軽視することにつながりかねないと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。